

基準 3 公共事業等の施行に伴う建物移転

^{※1} 収用対象事業又は^{※2} 地方公共団体等が行う事業において、建物の移転又は除去を要するため、これに代わるべき建物を移転先に建築する場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 移転先である申請地は、施行者、申請者、移転先土地所有者の三者契約により取得した土地であること。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ア 申請者が当該事業の施行前から所有していた土地である場合
 - イ 移転先の適地が見つからないことなどを理由に、施行者と申請者が契約を交わした後、施行者からのあっ旋により買収地に代わる移転先の土地を取得したことが明らかな場合
- (2) 建物の用途は、移転前と同じであること。
- (3) 申請地の面積は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 建物が専用住宅の場合の申請地の面積は、600㎡以下又は既存敷地の面積（買収地の面積と残地の面積の合計）の1.5倍以下とする。
 - イ 建物が専用住宅以外の場合の申請地の面積は、買収地の面積の2倍以下又は既存敷地の面積の1.5倍以下とする。
- (4) 申請は、当該事業の施行により建物の移転又は除去の契約をした日から1年以内に行われること。

※1：収用対象事業とは、土地収用法第3条に規定する事業をいう。

※2：地方公共団体等が行う事業とは、[※]改正前の都市計画法第29条第1項第4号に規定されていた団体が行う事業をいう。

※平成18年5月31日公布、平成19年11月30日施行の改正

◎ 上記基準に該当しないことが特にやむを得ないと市長が認める場合は、審査会に提案することができる。

[例] 土地の形状等により、第3号に規定する数値に該当しない場合

◎ 申請地の面積が1,000㎡以上の場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づき関係各課と事前協議を行うこと。

本基準は、平成19年11月30日から施行する。